

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

1-4 特定相談支援事業所 編

令和6年3月

宮崎県

1-4 目次

1. 特定相談支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要.....	1
(1) 調査目的.....	1
(2) 調査方法.....	1
2. 特定相談支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果.....	1
(1) ヤングケアラーについて.....	1
問1 ヤングケアラーの概念の認識.....	1
(2) ヤングケアラーの状況について.....	2
問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無.....	2
問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数.....	2
(3) ヤングケアラーの具体的内容について.....	3
問4-①子どもの性別.....	3
問4-②子どもの学年（年齢）.....	3
問4-③同居する家族.....	4
問4-④ケアの対象者.....	4
問4-⑤ケアを必要としている人の状況.....	5
問4-⑥子どもがしているケアの内容.....	5
問4-⑨支援の有無.....	6
問4-⑫他の支援機関との連携.....	6
※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本 調査報告書では掲載しない	
問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由.....	7
(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況.....	7
問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度.....	7
問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること.....	8
問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関.....	9
問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている（なるだろう）と思うこと.....	10
問10 具体的に必要な支援.....	11
(5) ヤングケアラーに関する支援について.....	12
問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること.....	12
問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの.....	13
問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否.....	13

(6) その他意見	14
問14 その他意見(自由記述)	14

【報告書の見方】

- ・ 回答比率(相対度数)は、百分比のポイント以下2位を四捨五入している
ので、合計は必ずしも100%にならないことがある。
- ・ 2つ以上の回答を求めた(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は
原則として100%を超える。
- ・ 数表に記入された「n」は、比率算出上の基数(標本数)である。
- ・ 文中やグラフ内の選択肢が長文の場合は簡略している箇所がある。

1. 特定相談支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要

(1) 調査目的

県ではヤングケアラー支援を推進するため、支援の現状を把握し、より実態に即した支援施策の創設や支援体制の構築を図りヤングケアラー支援を推進していくことを目的として調査を実施した。

(2) 調査方法

宮崎県が把握する県内の特定相談支援事業所に対して、QRコードを掲載したアンケート方式の調査票を配布し、郵送又はWEBによる回答を依頼した。

調査期間：令和5年11月24日～令和5年12月25日

回収状況：

発送数	有効回答数	回収率
145件	92件	63.4%

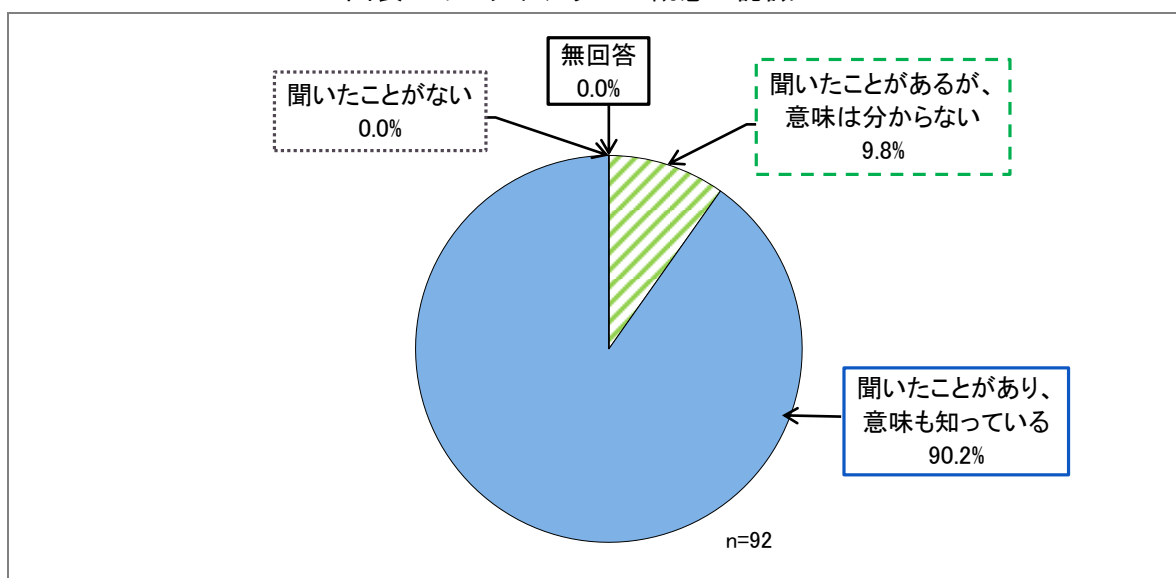
2. 特定相談支援事業所におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果

(1) ヤングケアラーについて

問1 ヤングケアラーの概念の認識

ヤングケアラーの概念の認識について聞いたところ、「聞いたことがあり、意味も知っている」が90.2%と最も高く、次いで「聞いたことがあるが、意味は分からない」が9.8%となっている。

図表1 ヤングケアラーの概念の認識

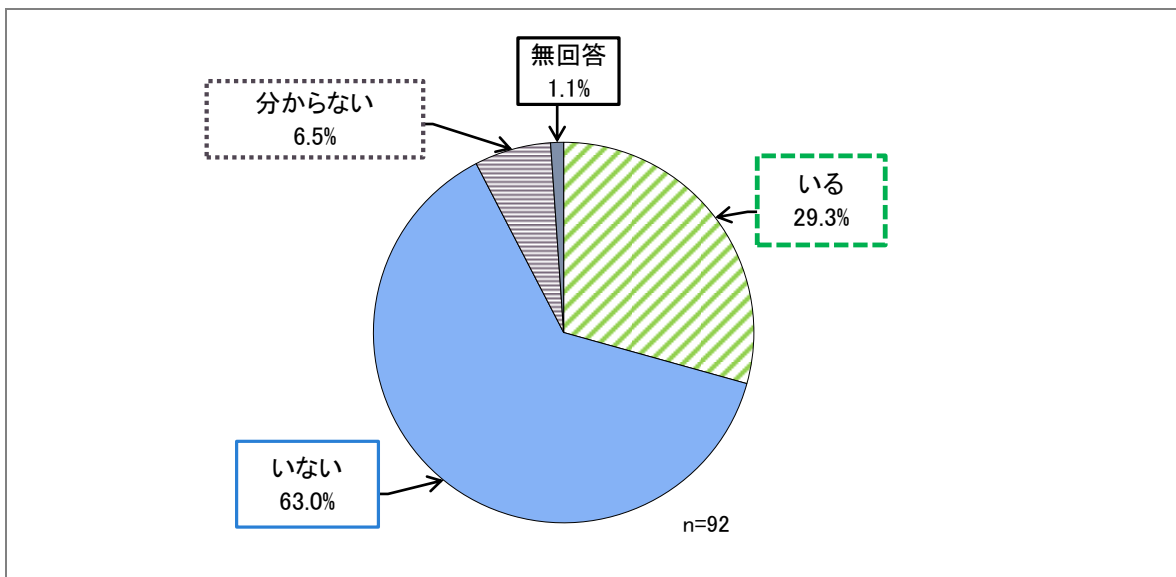


(2) ヤングケアラーの状況について

問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

支援しているケース（家庭）のなかでヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケースについて聞いたところ、「いない」が63.0%と最も高く、次いで「いる」が29.3%、「分からない」が6.5%となっている。

図表2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

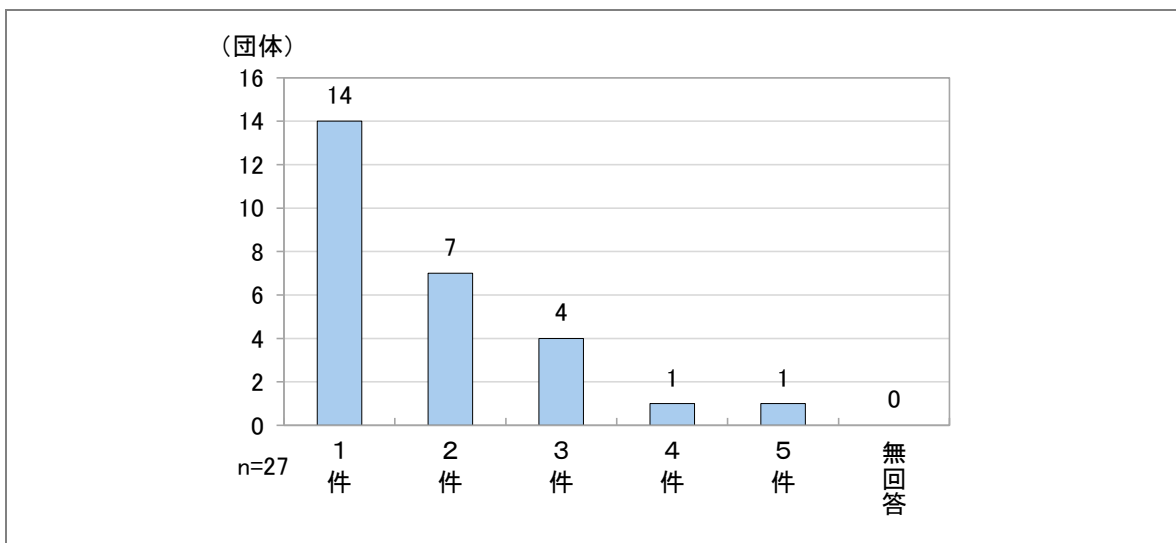


問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数

（問2において「いる」と回答した団体のみ）

ヤングケアラーと思われる子どもが「いる（いた）」と回答した27団体にケース件数について聞いたところ、「1件」が14団体、「2件」が7団体、「3件」が4団体、「4件」「5件」がそれぞれ1団体となっており、合計のケース件数は49件となっている。

図表3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数



(3) ヤングケアラーの具体的内容について

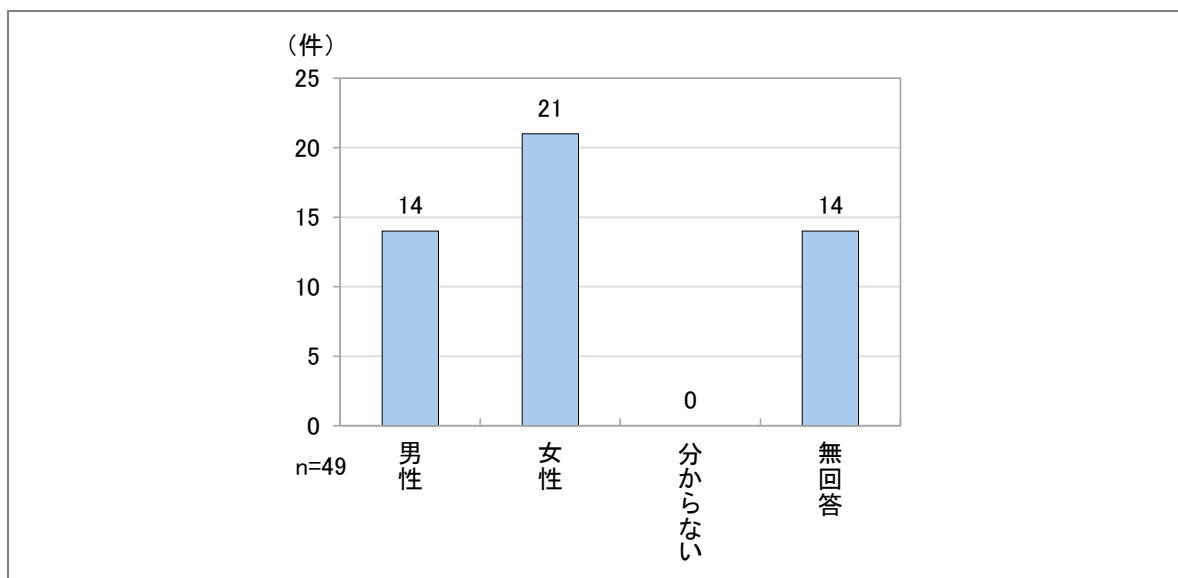
(問4については、問2において「いる」と回答した団体のみ。また、問3におけるケース件数を標本数としてグラフを作成。)

※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本調査報告書では掲載しない。

問4-①子どもの性別

子どもの性別について聞いたところ、「女性」が21件、「男性」が14件となっている。

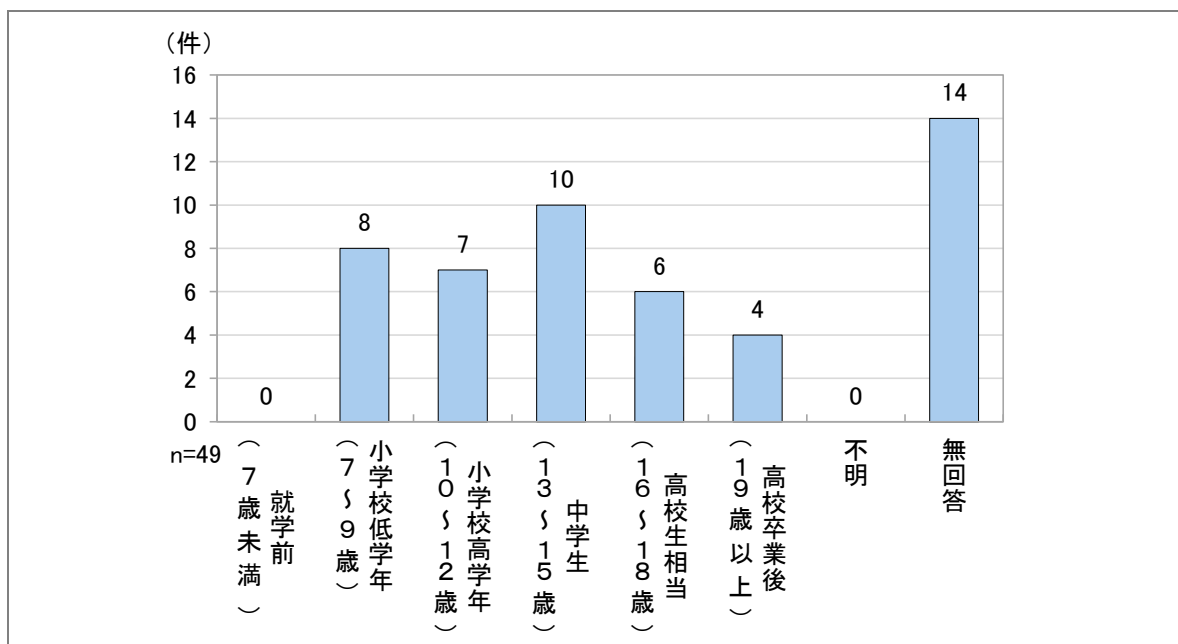
図表4 子どもの性別



問4-②子どもの学年(年齢)

子どもの学年(年齢)について聞いたところ、「中学生(13~15歳)」が10件と最も多く、次いで「小学校低学年(7~9歳)」が8件、「小学校高学年(10~12歳)」が7件となっている。

図表5 子どもの学年(年齢)

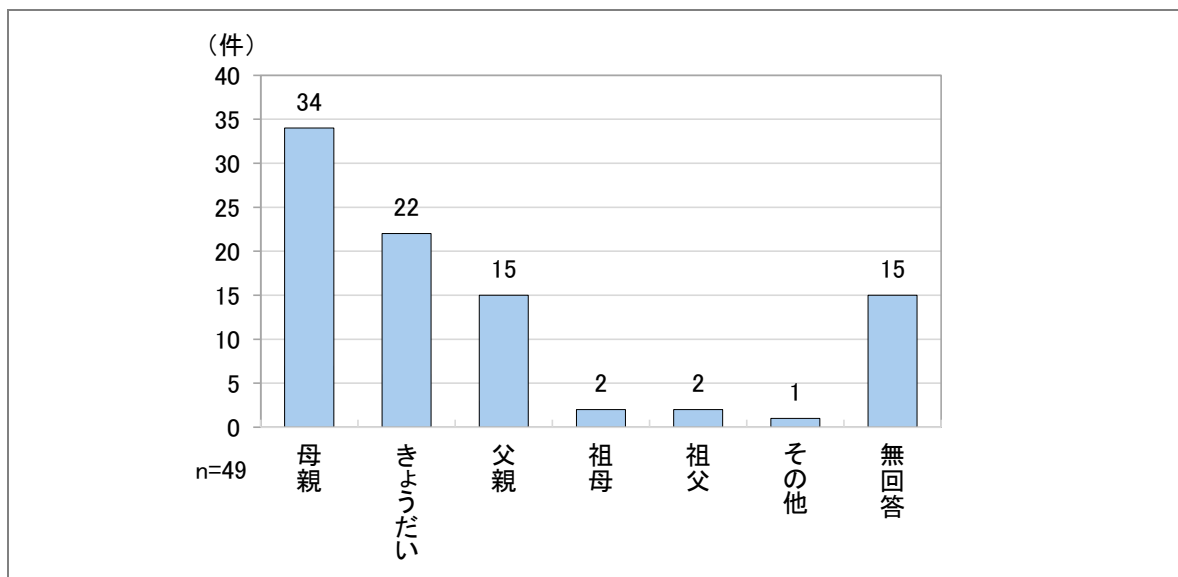


問4-③同居する家族

同居する家族について聞いたところ、「母親」が34件と最も多く、次いで「きょうだい」が22件、「父親」が15件となっている。

きょうだいの数は、「2人」が6件、「4人」が5件、「1人」が4件、「3人」が3件、「6人」が1件となっている。また、「その他」として「ひいばあちゃん」との回答があった。

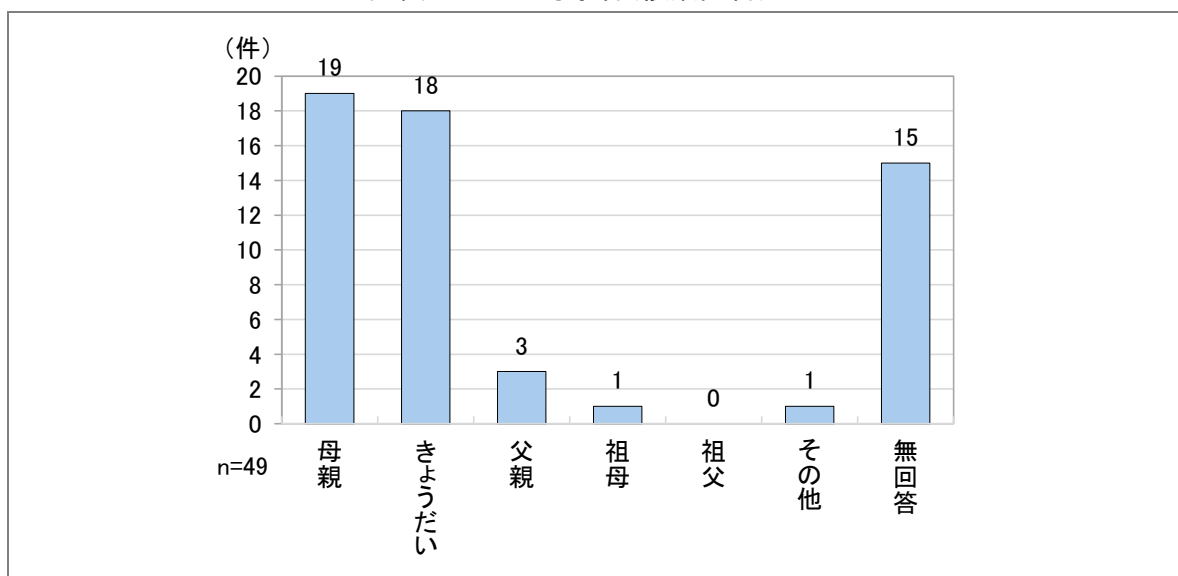
図表6 同居する家族(複数回答)



問4-④ケアの対象者

ケアの対象者について聞いたところ、「母親」が19件と最も多く、次いで「きょうだい」が18件、「父親」が3件となっている。また、「その他」として「ひいばあちゃん」との回答があった。

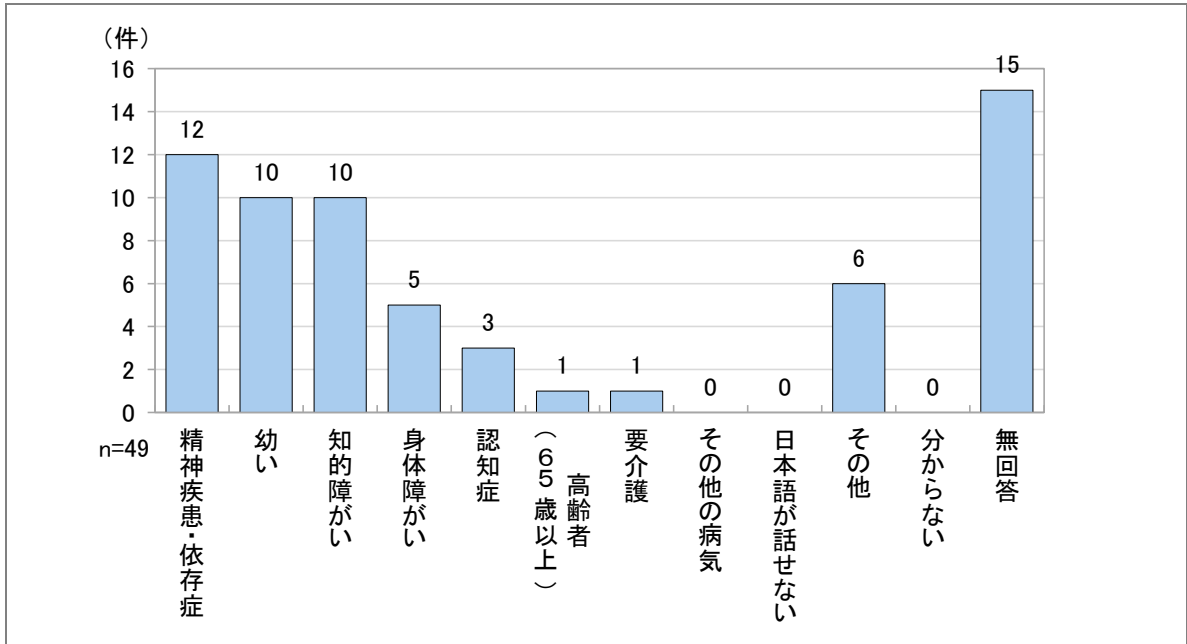
図表7 ケアの対象者(複数回答)



問4－⑤ケアを必要としている人の状況

ケアを必要としている人の状況について聞いたところ、「精神疾患・依存症」が12件と最も多く、次いで「若い」「知的障がい」がそれぞれ10件、「身体障がい」が5件となっている。また、「その他」として「発達障がい（4件）」「高次脳機能障害」「認知機能低下」との回答があった。

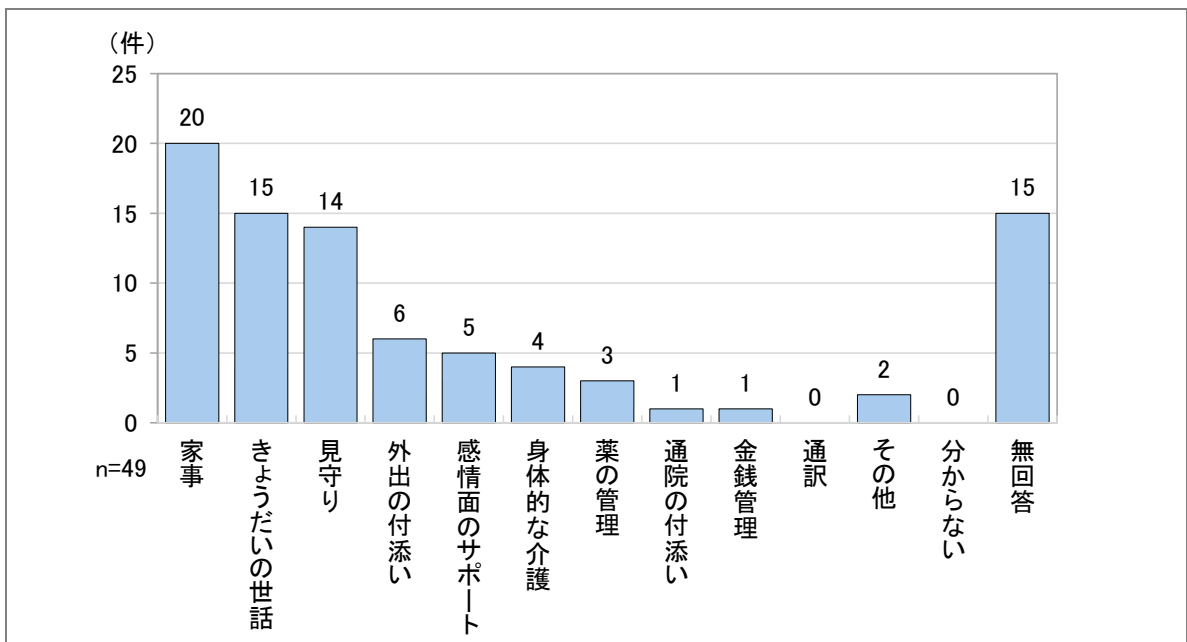
図表8 ケアを必要としている人の状況(複数回答)



問4－⑥子どもがしているケアの内容

子どもがしているケアの内容について聞いたところ、「家事」が20件と最も多く、次いで「きょうだいの世話」が15件、「見守り」が14件となっている。また、「その他」として「母のそばにいて母がパニックにならない」「母親が子どもがいないと不安に」との回答があった。

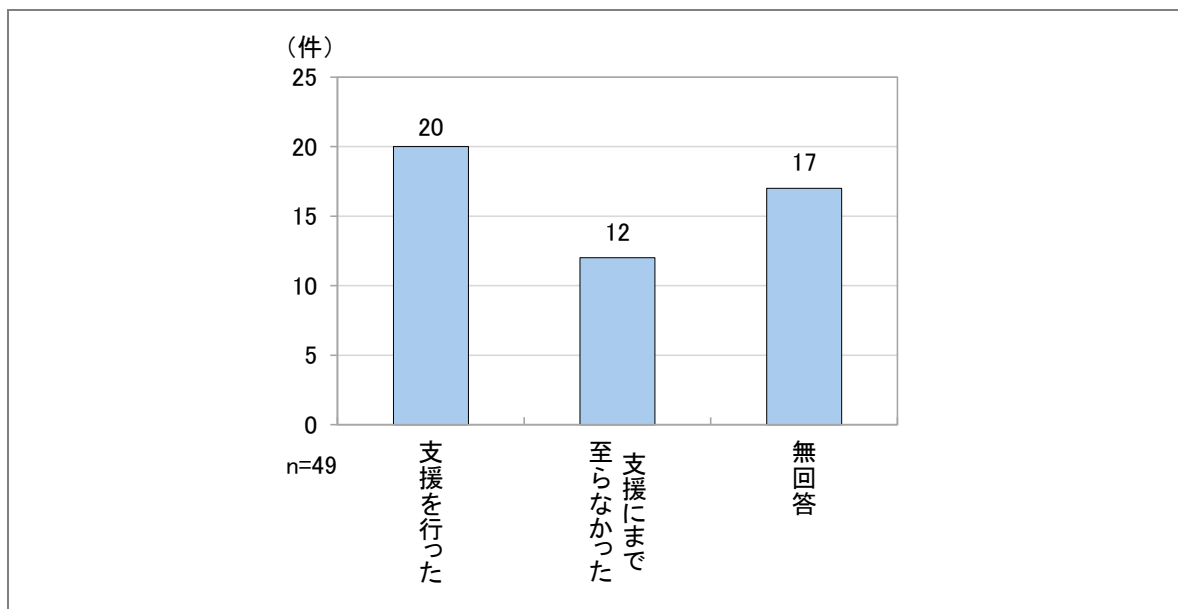
図表9 子どもがしているケアの内容(複数回答)



問4－⑨支援の有無

支援の有無について聞いたところ、「支援を行った」が20件、「支援にまで至らなかった」が12件となっている。

図表10 支援の有無



問4－⑫他の支援機関との連携

(問4－⑨において「支援を行った」と回答した団体のみ)

他の支援機関との連携について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

他の支援機関との連携

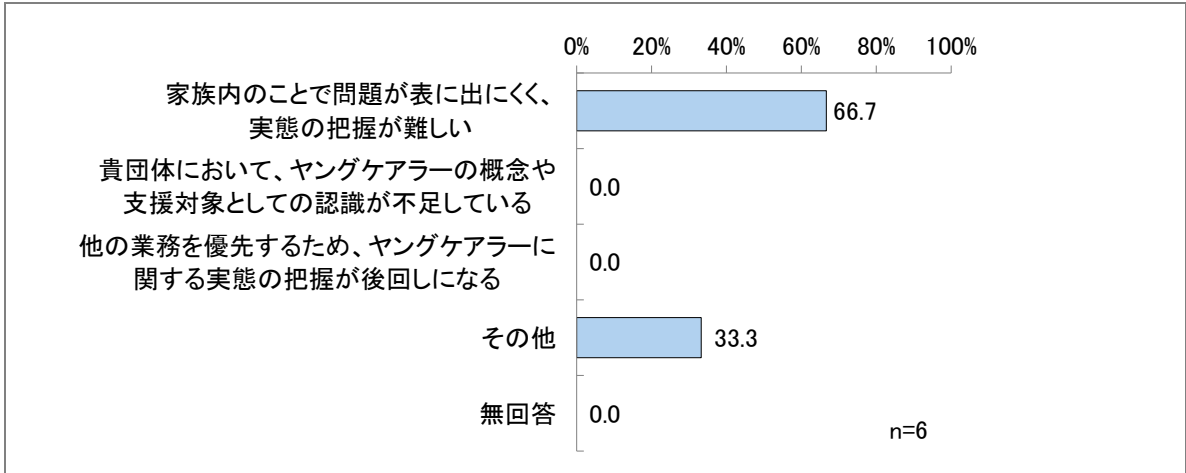
- ・市町村
- ・認知症初期集中支援チーム
- ・認知症地域推進員
- ・地域包括支援センター
- ・認知症支援の民間団体
- ・保健センター
- ・社会福祉協議会
- ・教育委員会
- ・生活保護ケースワーカー
- ・日中一時支援事業所
- ・児童発達支援センター
- ・基幹相談支援センター
- ・医療機関
- ・訪問看護ステーション
- ・ヘルパー事業所
- ・移動支援事業所
- ・生活介護事業所
- ・学校(スクールソーシャルワーカー、担任の先生・学校コーディネーター)
- ・放課後等デイサービス(放デイスタッフ)
- ・施設サービス管理責任者
- ・相談支援事業所
- ・児童相談所

問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由

(問2において「分からない」と回答した団体のみ)

ヤングケアラーと思われる子どもの有無が「分からない」と回答した団体にその理由を聞いたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が66.7%と最も高くなっている。

図表11 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由(複数回答)



<「その他」の具体的回答>

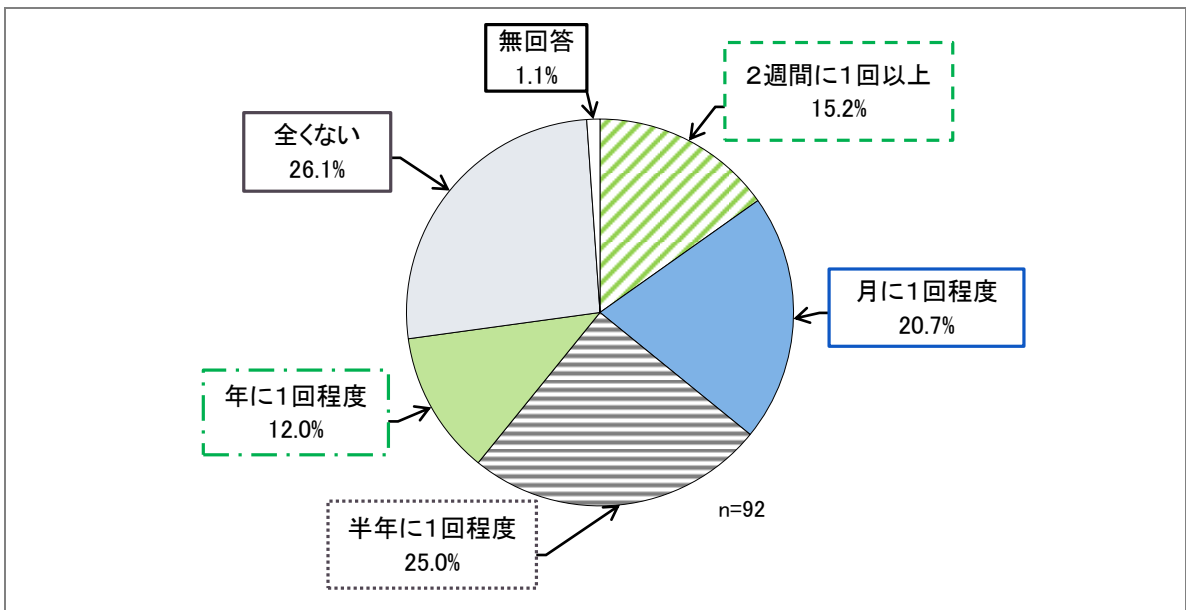
- ・障害児のサービス利用を支援しているが、親を介助などしている側を担当していない。
- ・現在のところは確認されていない（以前は見受けられたが）。

(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況

問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度

会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度について聞いたところ、「全くない」が26.1%と最も高く、次いで「半年に1回程度」が25.0%、「月に1回程度」が20.7%となっている。

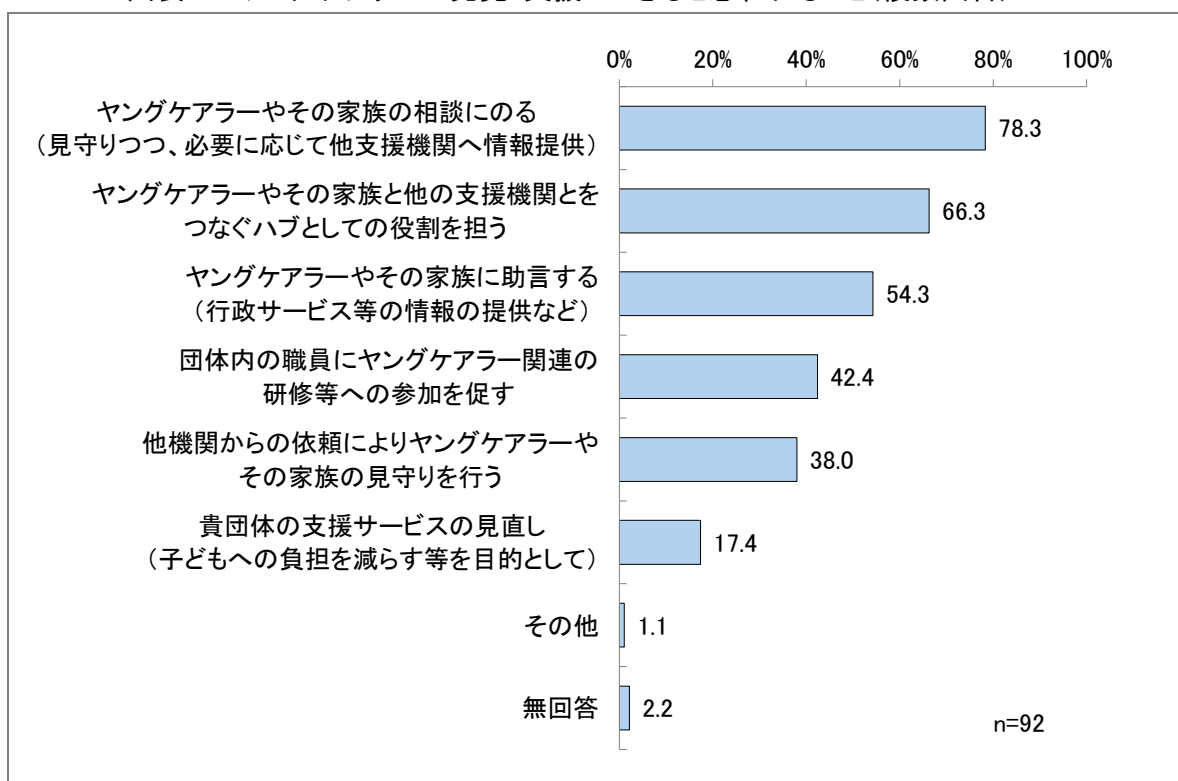
図表12 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度



問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること

ヤングケアラーの発見・支援でできると思われることについて聞いたところ、「ヤングケアラーやその家族の相談にのる（見守りつつ、必要に応じて他支援機関へ情報提供）」が78.3%と最も高く、次いで「ヤングケアラーやその家族と他の支援機関とをつなぐハブとしての役割を担う」が66.3%、「ヤングケアラーやその家族に助言する（行政サービス等の情報の提供など）」が54.3%となっている。

図表13 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること(複数回答)



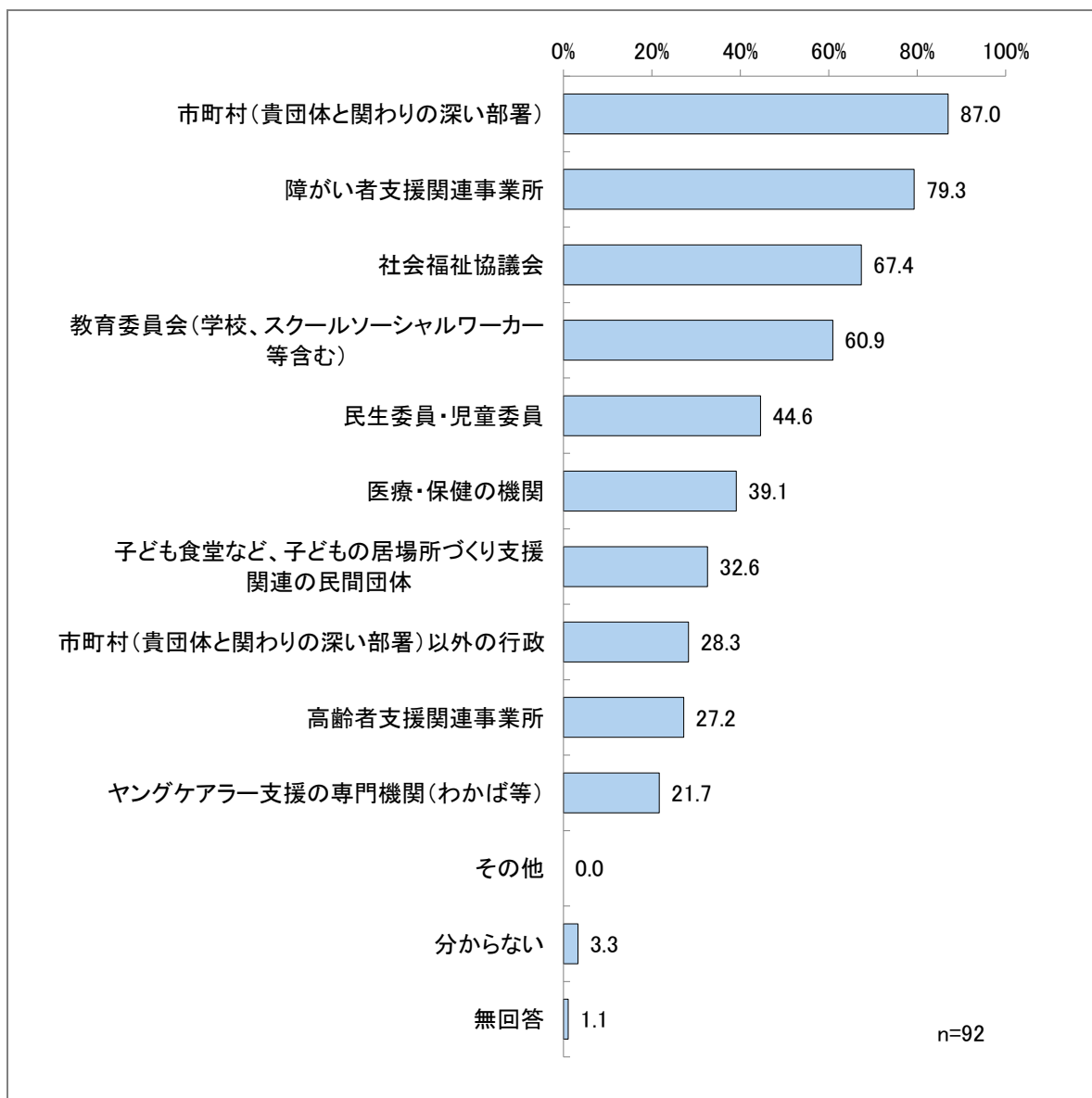
< 「その他」の具体的回答 >

- ・相談所側のアセスメント時にヤングケアラーの視点も入れる。

問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関

ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関について聞いたところ、「市町村（貴団体と関わりの深い部署）」が87.0%と最も高く、次いで「障がい者支援関連事業所」が79.3%、「社会福祉協議会」が67.4%となっている。

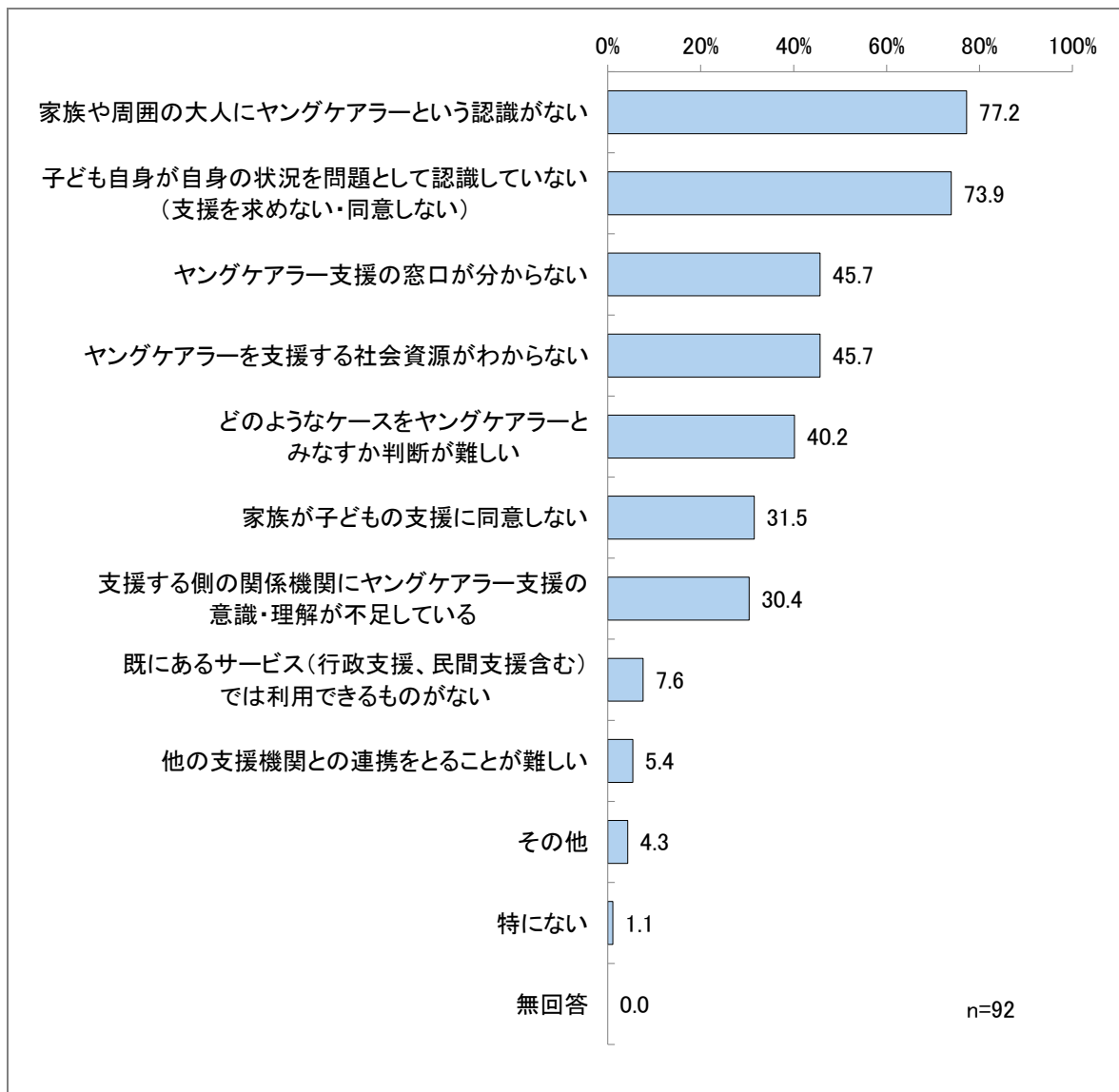
図表14 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関（複数回答）



問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと

ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うことについて聞いたところ、「家族や周囲の大人にヤングケアラーという認識がない」が77.2%と最も高く、次いで「子ども自身が自身の状況を問題として認識していない(支援を求めない・同意しない)」が73.9%、「ヤングケアラー支援の窓口が分からない」が45.7%となっている。

図表15 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと(複数回答)



<「その他」の具体的回答>

- ・ニーズがなく、研修等もない。
- ・子どもはお手伝いと思っている。
- ・支援の窓口が分かったとしても実際機能し、解決に至るイメージがわからない。本人に対しての相談だけではあまり意味がないため。
- ・親を介護する支援(やってもらってあたりまえになっている)。

問10 具体的に必要な支援

(問9において「既にあるサービス(行政支援、民間支援含む)では利用できるものがない」と回答した団体のみ)

具体的に必要な支援について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

具体的に必要な支援

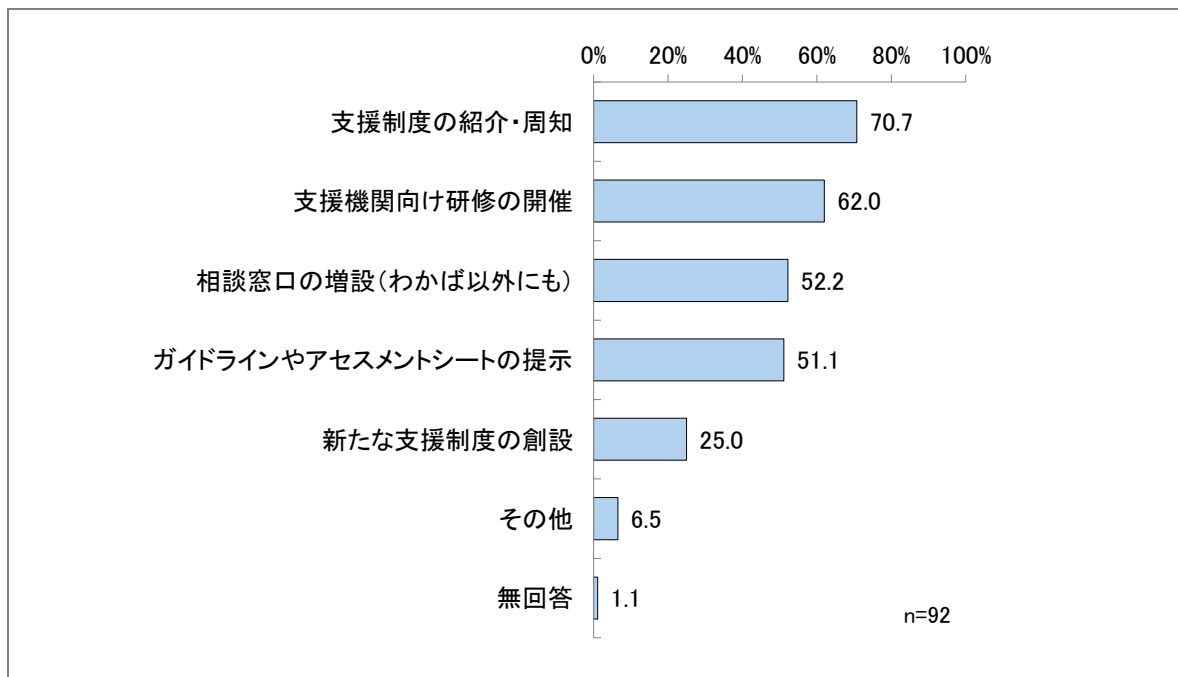
- ・何らかのきっかけがなければ、ヤングケアラーだと気付く人もいないと思う。家族の状況などそれぞれだとは思いますが、母子、父子世帯、地域との関わりが浅い。生活保護など、一般の家庭環境と少し違った人への訪問、聞き取りなどできるようなサービスがあればと思う。あとは学校でのアンケート調査、個別の聞き取りなど。
- ・ヤングケアラーがケアを行っている対象者にサービス提供はあるが、ヤングケアラーが対象となるサービスは現時点でないため学習支援と遊び、相談窓口がセットになっている。無料もしくは低額の場合があると良い。その場合本当にヤングケアラーが対象となっているかの判断が難しい事も予想される(ヤングケアラー以外の人も単なる預かり先として利用される可能性が高い)。
- ・本人の意思でやりたいことができる状況。同年代の友人と会える状況か環境ができる支援。入浴支援、訪問医療、入浴環境支援、家事支援、お掃除支援。
- ・子どもたち自身へのホームヘルプサービスの制度や一時的な託児・病児保育などの制度で使えないものが多い。
- ・「そうではないか」という段階でも専門的に相談に応じることができ、必要な関係機関へつなげてくれる支援。
- ・個人情報保護の中で、様々な関係機関が情報の共有をどのように図っていくか。
- ・不登校など子どもの居場所がない。ヤングケアラーに対し学ぶ場がない。

(5) ヤングケアラーに関する支援について

問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること

ヤングケアラーの支援で行政に期待することについて聞いたところ、「支援制度の紹介・周知」が70.7%と最も高く、次いで「支援機関向け研修の開催」が62.0%、「相談窓口の増設（わかば以外にも）」が52.2%となっている。

図表16 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること(複数回答)



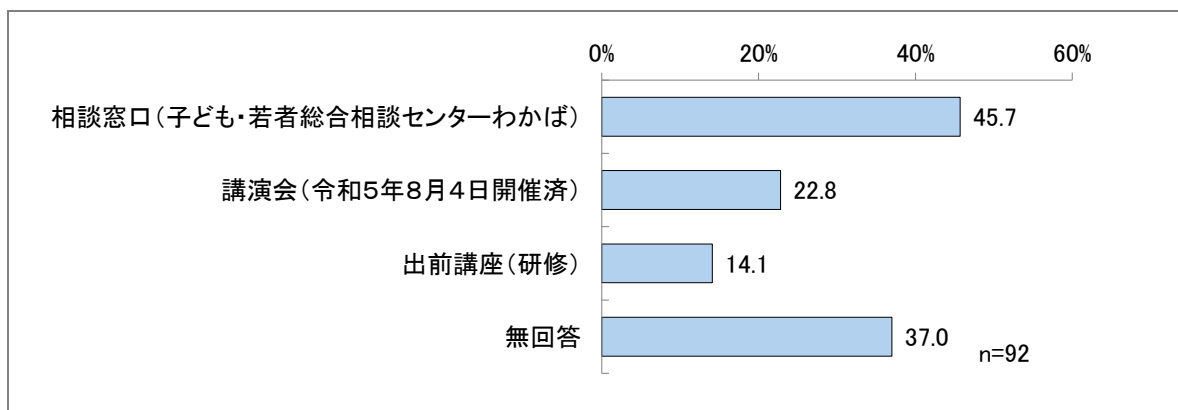
< 「その他」の具体的回答 >

- ・どのような体制を組んで、どのような支援をしているか当事者への周知が必要。
- ・ニーズがなくても、たくさんの情報を提供して欲しい。
- ・ヤングケアラーがケアを行っている対象者に関する知識も必要だと思う。むしろそちらのケアを関係機関が担うことの方が重要。
- ・教育関係者への研修
- ・ヤングケアラーの啓発
- ・CM、ドラマで広報

問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの

県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているものを聞いたところ、「相談窓口（子ども・若者総合相談センターわかば）」が45.7%と最も高く、次いで「講演会（令和5年8月4日開催済）」が22.8%、「出前講座（研修）」が14.1%となっている。

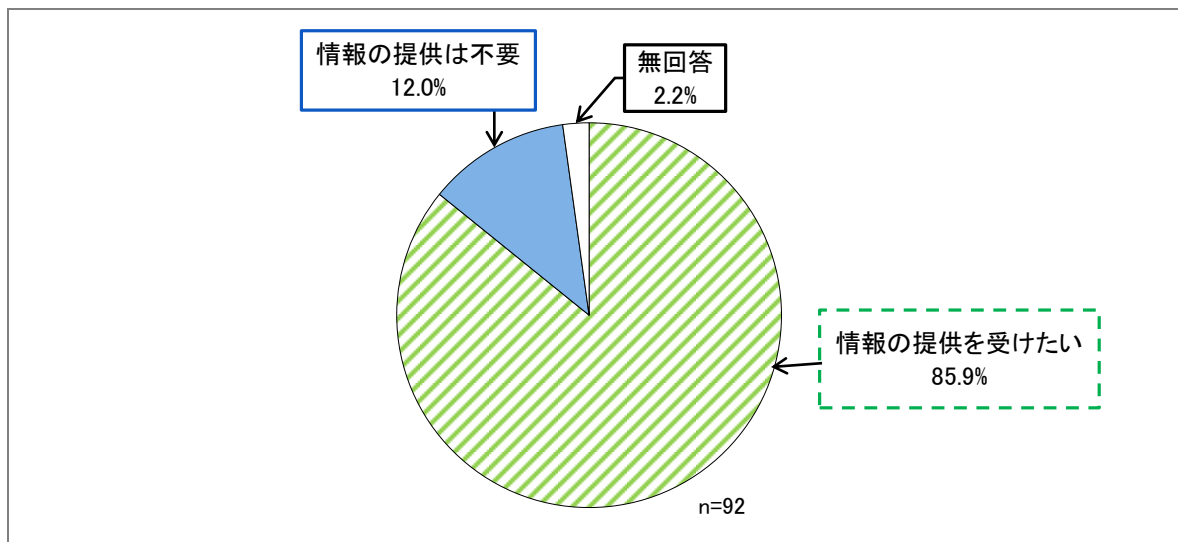
図表17 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの（複数回答）



問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否

ヤングケアラーに関する情報提供の可否について聞いたところ、「情報の提供を受けたい」が85.9%、「情報の提供は不要」が12.0%となっている。

図表18 ヤングケアラーに関する情報提供の可否



(6)その他意見

問14 その他意見(自由記述)

その他の意見については、以下のとおり回答があった。

その他意見
<ul style="list-style-type: none">・支援だけではなく、状況を分かってもらえる手段として、市町村又は児相などを頼っている。しかし「情報が欲しい」とお渡しするが、逆は難しい。現在どのように支援が進んでいるのか等の把握もできない事が多々あり、ケース会議に母・父なしで行うなどしているが参加してもらえない。おかしいと思うこともある。私達支援者の判断と、“重み”が違うのだろうと認識せざるを得ない。・把握しているケースは1件ですが、実際には障害者の兄妹児など親御さんが不在の時にヤングケアラーとして支援を行っているケースは他にもあると思います。「家族が世話をするのは当然」という風潮により問題視されにくい部分もあると感じます。ガイドラインやアセスメントシートがあり、本当に相談に応じられる専門家が対応して下さると有難いです。ヤングケアラーがケアを行っている対象者への知識が重要と思います。・ヤングケアラーについてまだまだ認知度は高まっていないのではないかと。親の手伝いや兄弟の手伝いをする良い子という考えがまだあるのではないかと思います。・ヤングケアラー相談窓口・学校からの周知、授業・お掃除業者(ゴミ屋敷片付け)に行政支援→本人の負担額の軽減・SOS地域の支援・子どもの相談できる窓口。・実態把握が難しく、支援も簡単に受け入れない環境が多いと思いますが、若い(幼い)子、人の将来を考えて支援が必要と思いますので、支援制度の充実を望みます。・近年「ヤングケアラー」への支援が注目されたり、子ども食堂が広がっていったりするなど、地域には様々な問題があります。そんな問題を少しでも解消するための存在として「社会教育士」が存在しています。社会教育士とは、地域や暮らしにある課題を解決に向けて「学び」を仕掛ける存在で、地域活動を支援していきます。地域で暮らす人々が自立した豊かな暮らしを実現するためには、社会教育士が担う役割はこれからますます大きくなっていくと考えられます。地域に「学び」を仕掛ける社会教育士には3つの能力が求められます。ファシリテーション能力(周囲の人の意識や行動の変化を促す等)、プレゼンテーション能力(人との関わりにおいて、情報や願いを伝える)、コーディネーター力(人と人や組織と組織をつないだり、複数の活動が相互に理解を深められるようにしたりする等)。・今のところ事業所では当事者はおられませんが、勉強したいと思っております。対応出来る事業所となれるようになりたいと思います。・認知症地域支援推進員から家族の会を紹介され、若年性担当の方が来られたが、当事者の会への参加を促されて終わった。まだ初期で抵抗があり受け入れる事はできなかった。状況を考えて話しを聞いてほしいと感じたがその方もそれ以外に提案することができなかったのかもしれない。認知症地域支援推進員の方も他に情報がなかった。子どもが進学を希望していたが、母親は定年退職となり、退職時に定年後の再就職はできないと職場であった病院から診断され収入の無い状況が続いた。そういった場合に何か経済的な支援ができるのか知りたかった。奨学金制度の何に該当するのか、学校がどこまで把握しているのか、子どもの様子に変化がないのか知りたかった。が母親の両親を担当しているケアマネジャーという立場のため、家族の事情を他者へ相談することにも抵抗があり結局何もできず悔しい気持ちだった。支援した妹は仕事を退職し親子の面倒をみることにした。仕事を続ける選択ができなかったことも悔やまれる。どのような段階でどこに相談して良いのかもわからなかった。・虐待と同様で判断基準が難しいと思います。・個人情報保護法のこともありますが、学校からの情報が少ない。もちろん、家族の同意が得られないという事もあるのかもしれないが、色んなところに繋ぐ事を躊躇しているような印象がある。

その他意見

- ・家族性の障がいの認められるご家族には、とてもありがちなことかな、と思います。発達障害の子どもさんのお母さんもその傾向がある方が多く、受け取り違いをされ、支援が入りにくい場合もあるように思います。関係機関がチームになり向かうことが鍵だと思いますが、個人情報保護の壁が立ちほだかり、思うように進まない感があります。
- ・障がいを持たれている中学生が、未就学兄弟の園の終了後や学校終了後から数時間ではあります、面倒を見ないといけなくなる家庭状況の問題もあります。過度な負担まではない様ですが、今後課題が出る可能性がある。
- ・ヤングケアラーの件は色々な機関が少しでも枠外の受け入れをしてくださることで解決できる部分も大きい。それと地域のつながりをどう作っていくのかも重要。サービスだけでは補えない。